## 住宅の新築・改築をされるかたへ～合併浄化槽設置申請のご案内～

希望者に申請書を提出していただき、町が事業主体となって合併処理浄化槽を整備いたします。

**【申請に必要な書類】**

- ○公共浄化槽設置申請書
- ○各階平面図(面積の計算ができるもの)
- ○住宅付近平面図(位置図)
- ○放流先見取り図(排水計画図)
- ○排水設備計画承認申請書
- ○宅内排水見取り図

**【申請者が負担する経費】**

| | | |
|---|---|---|
| 宅内工事費（個人負担） | 汲み取りトイレの場合 | トイレの改造、水回りの排水管の設置等（業者の見積が必要） |
| | 単独浄化槽の場合 | 水回りの排水管設置、単独処理浄化槽の処分等（業者見積が必要） |
| 分担金 | 154,200 円（付帯設備が必要な場合及び放流延長が30mを超える場合については、分担金に加算） | |
| 月々の使用料 | 4,400 円（5 人までの世帯は 4,400 円／月　世帯人数が 1 人増える毎に 550 円／月プラス） | |

※ブロア稼動に必要な電気代を町の基準により、年度末に一括にて還付いたします。

**【設置場所の条件】**

| | 設置する広さ （建物から1m以上、離れていて、土身の平らな場所） | 工事車両の乗り入れ |
|---|---|---|
| 5人槽 | たて×よこ　3.2m×2.2m | 上空に障害物が無く<br>幅員 2.5m以上 |
| 7人槽 | たて×よこ　3.5m×2.3m | |
| 10人槽 | たて×よこ　4.2m×2.5m | |

※上記の設置の条件を満たしていなくても、仮設道路、構造物撤去、クレーン等の工事代金を個人負担していただければ、設置できる場合があります。

**【対象地域】**

| | |
|---|---|
| 対象地域 | 浄化槽処理区域<br>※下水道処理区域（下真手・上真手・本田木屋・小切畑・江馬・天ヶ瀬・菅木屋・清滝・薗・茂原）以外の町全域 |

**【設置対象物件】**

| | |
|---|---|
| 対象 | 専用住宅（事務所兼住宅、店舗兼住宅、寺院兼住宅）で10人槽まで。<br>※併用住宅の場合は、居住割合が 1/2 以上のものに限ります。 |

**【申請期限】**

令和 6 年 11 月 8 日（金）までになります。

**※申請書は、現地調査・設計・入札の都合上、遅くとも設置希望日の 3 ヶ月前までに提出して下さい。**

**※設置希望日につきましては、2月上旬までとなります。**

**※申請期限を過ぎてからの申請については、令和 7 年 5 月中旬以降からの設置になります。**

**問） 建設上下水道課　電話82－3788**